

○大多喜町地域おこし協力隊設置要綱

令和2年5月29日（告示第60号）

一部改正 令和6年9月11日（告示第77号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 任用型隊員（第5条—第9条）
- 第3章 直接委託型隊員（第10条—第14条）
- 第4章 受入団体委託型隊員（第15条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条—第33条）
- 附則

第1章 総則

（設置）

第1条 人口減少及び少子高齢化が進行する本町において、町外から移住する若者の定住及び定着を図り、もって地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知。（以下「推進要綱」という。））に基づき、大多喜町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 任用型隊員 協力隊活動を行うに当たり、町長が任用する地域おこし協力隊員をいう。
- （2） 直接委託型隊員 協力隊活動を行うに当たり、町長と業務委託契約を締結する地域おこし協力隊員をいう。
- （3） 受入団体委託型隊員 町から協力隊の設置に関する業務（以下「協力隊業務」という。）の委託を受けた個人事業者、法人又は任意の団体（以下「受入団体」という。）と雇用契約を締結する地域おこし協

力隊員

(協力隊の活動)

第3条 協力隊は、町、受入団体及び地域住民等と連携を密にし、次に掲げる地域おこし活動を行う。

- (1) 新規移住者の誘致促進
- (2) 産業（農業・観光商工業）の活性化支援
- (3) 地域コミュニティの活性化支援
- (4) 地域資源（特産品、歴史・文化）の発掘
- (5) 町の重要施策の推進支援
- (6) 前各号に掲げる事項の継続的情報発信
- (7) その他町長が必要と認めた活動

(隊員の要件)

第4条 任用型隊員、直接委託型隊員及び受入団体委託型隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。）をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を有していない市町村をいう。）等から生活拠点を町内へ移し、住民票を異動させることに了承する者（委嘱を受ける前に既に住民票を異動し、町内に定住・定着している者を除く。）
- (3) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる者
- (4) 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる者

2 前項の規定により任用された隊員は、速やかに町内へ住民票を異動させるものとする。

第2章 任用型隊員

(任用)

第5条 任用型隊員は、応募のあった者の中から、心身ともに健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められるものを、町長が選考により任用するものとする。

2 町長は、任用型隊員の都合又は隊員としてふさわしくないと判断した場合は、解任することができるものとする。

(任用期間)

第6条 任用型隊員の任用期間は、1年とする。ただし、初年度は、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとする。

2 町長は、任用型隊員の従前の活動実績に基づく能力の実証により、公募によらない再度の任用を行うことができる。ただし、再度の任用は、2会計年度までとする。

(隊員の身分)

第7条 任用型隊員の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

(報酬等)

第8条 任用型隊員の報酬、手当及び費用弁償については、大多喜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）の定めるところによる。

2 任用型隊員の住居に関する費用は、予算の範囲内で負担することができる。

(勤務時間、休暇等)

第9条 任用型隊員の休暇については、大多喜町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第3号）を準用する。

2 任用型隊員の勤務時間は、1週間当たり35時間（1日7時間週5日）とし、勤務日については、町と隊員との協議により決定するものとする。

第3章 直接委託型隊員

(委託)

第10条 町長は、応募のあった者の中から、地域おこしに深い理解と熱意を有し、かつ、第3条に規定する活動において、実現の可能性が高いと判断されるものを選考し、当該活動業務を委託するものとする。

2 前項に規定する委託内容については、町長と直接委託型隊員の協議により決定し、業務委託契約書を締結する。

(委託期間)

第11条 委託型隊員の委託期間は、1年とする。ただし、初年度は、委託の日から当該委託の日の属する年度の末日までとする。

2 町長は、委託型隊員の従前の活動成果に基づく能力の実証により、公募によらない再度の委託を行うことができる。ただし、再度の委託は、2会計年度までとする。

(委託料)

第12条 町長は、委託型隊員に対し、第3条に規定する活動の対価として、活動内容に応じた委託料を予算に定める額の範囲内において支払うものとする。

2 町長は、前項に規定する委託料とは別に、委託型隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支払うものとする。

(委託契約の解除)

第13条 町長は委託型隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。

(1) 心身の故障のため、活動の継続に支障があり、又はこれに堪えない場合

(2) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又は契約不履行の場合

(3) 委託型隊員としてふさわしくない非行があった場合

(4) 自己の都合により、契約解除を申し出た場合

(守秘義務)

第14条 委託型隊員は、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第4章 受入団体委託型隊員

(委託)

第15条 町長は、協力隊業務の全部又は一部を、受入団体に委託することができる。

(受入団体委託型隊員の雇用及び身分)

第16条 受入団体は前条の業務を受託する場合は、受入団体が受入団体委託型隊員を雇用するものとする。

2 受入団体委託型隊員は、地方公務員としての身分を有しないものとし、町長と受入団体委託型隊員との間に雇用関係は生じないものとする。

(受入団体委託型隊員の勤務条件)

第17条 受入団体に雇用される受入団体委託型隊員の勤務条件等については、町長と受入団体が協議し、受入団体が定めるものとする。

(受入団体委託型隊員の任期)

第18条 受入団体委託型隊員の任期は、第6条の規定を準用する。

(受入団体委託型隊員の報酬及び活動経費)

第19条 受入団体委託型隊員の報酬及び活動に必要な経費は、推進要綱の別添に定める「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置及び予算の範囲において定め、受入団体が支払うものとする。

(受入団体委託型隊員の解嘱)

第20条 町長は、受入団体委託型隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委嘱期間の途中であっても、受入団体と協議し、隊員を解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、活動の継続に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 法令等に違反した場合
- (3) 隊員としてふさわしくない非行があった場合
- (4) 自己の都合により解嘱を申し出た場合
- (5) 受入団体委託型隊員が町外へ転出した場合
- (6) 受入団体が業務委託契約の解除を申し出た場合
- (7) その他町長が隊員として適当でないと認める場合

(受入団体の要件)

第21条 受入団体は、町内に活動拠点となる事務所等を有する個人事業者、法人又は任意の団体等で、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 第3条に掲げる活動又は推進要綱に定める地域協力活動に対し、理解を有し、地域振興、又は地域活性化等を目的とした活動を行うもの

(2) 受入団体委託型隊員の支援ができる組織体制が整っていると認められるもの

(受入団体の業務)

第22条 受入団体は、第32条各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 受入団体委託型隊員の募集及び選定

(2) 隊員の活動状況の確認及び町への報告

(委託期間)

第23条 委託期間は、契約を締結した日から当該年度の末日までとする。ただし、当該隊員の任期内を限度に、委託契約を継続することができる。

(委託料の額)

第24条 委託料の額は、推進要綱の別添で定める「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置及び当該委託業務に係る予算の範囲内とする。

(対象経費)

第25条 委託料の対象となる経費は、次に掲げるものとする。ただし、契約締結前に係る経費は、対象としない。

(1) 隊員の人件費等に係る経費

(2) 隊員の活動に係る経費

(3) 隊員の活動の広報に係る経費

(4) 隊員の活動の調整及び支援に係る経費

(5) 隊員の育成に係る経費

(6) 隊員の住居確保に係る経費

(7) その他隊員としての活動に必要と認められる経費

(受入団体の申請手続等)

第26条 協力隊業務を受託しようとする者は、大多喜町地域おこし協力隊

(受入団体委託型隊員) 業務受託申請書(別記様式第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 大多喜町地域おこし協力隊(受入団体委託型隊員)業務実施(変更)計

画書（別記様式第2号様式）

(2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、承認又は不承認を決定し、大多喜町地域おこし協力隊（受入団体委託型隊員）業務受託承認（不承認）通知書（別記様式第3号様式）により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により承認した場合は、受入団体と委託契約を締結するものとする。

4 受入団体は、第1項第1号の計画書を変更しようとするときは、同号で定める計画書を町長に提出するものとする。

（委託業務の確認等）

第27条 町長は、委託業務の実施状況について、受入団体及び隊員への聞き取り又は受入団体に対する関係書類等の提出を求めることができる。

2 町長は、委託業務の円滑かつ効率的な運営のため、必要があると認めた場合には、改善措置を講ずる等の指導を行うことができる。

（委託業務の中止）

第28条 受入団体は、経営状況の変化等により、委託業務の継続が困難となった場合は、大多喜町地域おこし協力隊（委託団体委託型隊員）業務中止届出書（別記様式第4号様式）を町長に提出し、承認を受けるものとする。この場合において、受入団体は、受入団体委託型隊員が活動を継続するための措置を講ずるものとする。

（実施結果報告及び検査）

第29条 受入団体は、委託業務が完了した日から起算して30日以内又は委託業務が完了する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、大多喜町地域おこし協力隊（受入団体委託型隊員）業務実施報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、前条により事業を中止した場合は、町長の承認を受けた日から30日以内に提出しなければならない。

第5章 雑則

（身分証明書の携帯等）

第30条 隊員が職務を遂行するときは、常に身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを加工してはならない。

3 身分証明書を紛失し、又は損傷したときには、直ちに町長に届けなければならない。

4 身分証明書は、隊員を退いたときには、直ちに町長に返還しなければならない。

(報告)

第31条 隊員は、第3条に規定する活動の実施状況について、町長が別に指示するところによる活動日誌に記録しなければならない。

2 隊員は、前月分の活動内容について、町長が別に指示するところによる活動報告書にまとめ、毎月5日までに町長に報告しなければならない。ただし、3月の活動に係る報告については、同月31日までに行うものとする。

(町の役割)

第32条 町長は、協力隊の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 隊員の活動計画の作成に関すること
- (2) 隊員の活動に関する総合調整に関すること
- (3) 隊員の活動に関する広報及び情報発信に関すること
- (4) 隊員の任用又は任期終了後の定住に関すること
- (5) その他協力隊の円滑な活動に必要な事項

(補則)

第33条 この要綱に定めるもののほか、協力隊について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。